



# 納税証明書等の請求の際に本人確認を行います

犯罪の防止及び個人情報の保護を目的として、平成22年10月から課税証明書や評価証明書などの納税証明書等の請求の際に、次のとおり本人確認を行いますので、ご協力をお願いします。

## 【個人が請求する場合】

次の本人確認書類の提示をお願いします。これらの書類をお持ちでない方はご相談ください。

1点で良いもの	2点以上必要なもの
1 運転免許証	1 有効期限経過後6カ月を超える左欄1から5までに掲げる書類
2 旅券	2 住民基本台帳カード(本人の写真が貼付されないもの)
3 住民基本台帳カード(本人の写真が貼付されたもの)	3 国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療等の被保険者証
4 外国人登録証明書	4 介護保険被保険者証
5 その他官公署が発行する免許証、認可証又は資格証明書等(本人の写真が貼付されたもの。障害者手帳、療育手帳、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証など)	5 生活保護受給者証
6 有効期限経過後6カ月以内の1から5までに掲げる書類	6 年金手帳・年金証書
	7 住民票の写し
	8 戸籍謄本・戸籍抄本
	9 母子健康手帳
	10 官公署が発行する証明書
	11 その他本人の氏名等が記載されている書類であって、本人が所持するものと認められる書類(社員証・学生証、預金通帳・貯金通帳、クレジットカード、キャッシュカード、診察券、公共料金の領収書など)

## 【法人が請求する場合】

請求書に法人の代表者の印鑑を押印してください。

押印できない場合は、法人の委任状と窓口に来られた方の上記本人確認書類の提示をお願いします。

本人、同一世帯の方及び納税管理人以外の方が請求する場合は、窓口に来られた方の本人確認とあわせて代理人であることの確認をさせていただきますので、委任状(法定代理人の場合は、その資格を証明する書類)を持参してください。

## 住民ほけん課のお知らせ

問合せ／国保年金担当☎991-1870



# 年金受給者の現況確認について

年金を受給されている方の現況確認は、日本年金機構が住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)により行いますので、現況届の提出は原則不要です。

ただし、次に該当する方は現況届等の提出が必要です。

- 1 外国籍(外国人登録)の方
- 2 海外に居住している方
- 3 日本年金機構が保有している本人情報と、住基ネットの情報が相違し確認できない方
- 4 住基ネットで現況確認できる方でも、加給年金対象者の生計維持確認届や障害年金受給者の障害状態確認届及び所得状況届を要する方

※現況届等の提出を忘れると年金支給が一時止まることがありますので、現況届が届きましたら、提出期限までに必ず提出してください。